

北海道最低賃金については「現行どおり」に決定

北海道労働局長（上田 国土）は、北海道最低賃金を現行どおりの時間額８６１円とすることを決定しました。

北海道最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、令和２年７月３日、北海道労働局長から北海道地方最低賃金審議会に対し諮問を行いました。同審議会は、審議の結果、８月１１日、北海道最低賃金時間額８６１円については、現行どおりとすることが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて北海道労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、北海道最低賃金を８６１円とする決定を行いました。

北海道労働局では、引き続き、最低賃金額を始めとする最低賃金制度の周知を行うとともに、中小企業・小規模事業者に対する支援施策を推進していきます。

【参考】 業務改善助成金リーフ、北海道働き方改革推進支援センターリーフ

【お問い合わせ】

北海道労働局 労働基準部 賃金室

電話：０１１－７０９－２３１１

内線：３５３３、３５３１

「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○活用事例はHPをご覧ください！

生産性向上の事例集 厚生労働省 検索

概要

※申請期限：令和3年1月29日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9/10 (※1)
		2～3人	40万円		
		4～6人	60万円		
		7人以上	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9/10 (※1)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5 (※1)
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金850円未満の地域のうち事業場内最低賃金が850円未満の事業場です。（令和2年4月13日現在）青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の32県。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県にある「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～・業務改善助成金の活用事例～

業務改善

事例1 新型電子ミシンの導入による縫製作業の向上・縫製パターンの多様化

【所在地】岩手県 【従業員数】29人
【事業内容】繊維製品製造業
【課題と対応】生産の効率化や品質の向上、働きやすさの向上などを図るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。
縫製パターンが少なく、また作業工程が細かくて業務の効率化ができない状況でした。そこで、助成金を活用して新型電子ミシンを導入しました。

縫製作業の作業効率を上げたい



＜独自の工夫＞
トイレや空調等の社内環境の整備や社内イベントを実施することで、働く従業員のモチベーションを向上させることに注力している。

【実施内容】新型電子ミシンを導入することで、生産量が4割増大した。また、最大100種類までミシン内に縫製パターンを覚え込ませることが可能となり、縫製パターンが多様化した。

【成果】縫製作業量の増加により生産性が向上し、2人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を31円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

業務改善

事例2 リフト付き福祉車両の導入による送迎作業の時間短縮・人員配置の効率化

【所在地】茨城県 【従業員数】9人
【事業内容】放課後デイサービス
【課題と対応】車いすを利用する利用者の送迎時間・送迎人員を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。
利用者の送迎時に車いすの積載を行う際、複数の従業員が必要になっていた状況でした。そこで、助成金を活用してリフト付き福祉車両を導入しました。

送迎作業にかかる時間を短縮することで、利用者サービスを向上したい



＜独自の工夫＞
風通しのいい職場環境を作るとともに、日報等の報告書の作成時間の効率化を図るため、仕事の見える化を進めている。

【実施内容】利用者を車いすに乗せたまま車内に固定することで、付き添いが1人不要となった。今まで付き添い業務を行っていた職員を施設内の業務に配置できるようになった。

【成果】送迎にかかる時間と人員の効率化によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

中小企業・
小規模事業者の
みなさまへ

相談
無料

訪問支援
無料



「働き方改革」準備・対応できていますか？

当センターでは

テレワークを導入したいが、社内規定や
労使協定の作り方、手続きがわからない。
同一労働・同一賃金と聞くけれど、
うちは一体どうすればよいのか？
といったご相談に対応しております。

相談方法

電話、来所、メールに加え、無料で道
内の事業所を5回まで訪問し課題解
決のための改善提案をおこないます。

1

テレワーク導入に向けた
労務管理

2

同一労働同一賃金

中小企業は、2021年4月1日より施行
※労働者派遣法2020年4月1日施行

3

時間外労働の上限規制、
有給休暇年5日取得

「労務管理」「賃金制度」など、専門家等(社会保険労務士)に相談してみましょう!!

助成金の活用

利用可能な各種助成金に関する
アドバイスや、その申請方法について(詳細は裏面参照)

生産性の向上

最低賃金の引上げに向けた
生産性向上など環境整備について

労働時間の見直し

時間外労働を削減するための
働き方の効率化や、業務の繁閑に
対応した勤務体制の確立について

人手不足の解消

人材の確保・育成を目的とした
雇用管理改善など、
人材不足への対応について

働きがい高める賃上げ策

「同一労働同一賃金ガイドライン」
などを参考にした非正規雇用労働者の
処遇改善について

北海道働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省北海道労働局委託事業〉 <https://public.lec-jp.com/hataraki-hokkaidou/>



厚生労働省 北海道労働局

本事業は、厚生労働省 北海道労働局から株式会社東京リーガルマインドが受託し実施する事業です。

携帯電話・
タブレットから
簡単アクセス



ご相談方法は
裏面をご覧ください

当センターでは、以下の助成金のご相談に対応しております

業務改善助成金(30円コース等)

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資(機械設備、教育訓練等)を行った場合に、その費用の一部を助成します。

働き方改革推進支援助成金(各コース)

生産性を高めながら、労働時間縮減やテレワーク導入等に取り組む中小企業事業主などを支援します。専門家によるコンサルティング、研修、一部機器の導入費用などが対象です。

両立支援等助成金(出生時両立支援コース等)

職業生活と家庭生活の両立支援や女性の活躍推進に取り組む事業主を支援する制度です。

その他、各種助成金

ご相談窓口・お問い合わせ先

北海道働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省北海道労働局委託事業〉

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階
地下鉄大通駅徒歩3分、さっぽろ駅徒歩5分、札幌駅前地下歩行空間9番出口徒歩1分

☎0800-919-1073

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

E-mail hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com



FAX申込書

FAX.011-206-8365

必要事項をご記入いただき、
左記FAX番号にお送りください

会社名		業 種	
住 所			
T E L		従業員数	
担当者名(部署・役職含む)			
訪問支援を希望しますか?	☐ はい ☐ いいえ		
ご相談内容			
☐ 正規・非正規雇用労働者の不合理な待遇差の禁止について ☐ 働き方改革関連法全般について ☐ 助成金について			
☐ 時間外労働の上限規制について ☐ 年次有給休暇の取得について ☐ 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備			
☐ 人材確保に資する技術的な相談 ☐ その他 ()			